

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、その翌日)

### ◇告示

#### 示

保険医療機関の指定  
保険医の登録(二件)

### 目次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの  
旧慣使用林野整備計画の認可(二件)  
土地の立入の通知  
建築基準法による聴聞の実施  
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

### ◇教委告示

教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第四百二十二号

健康保険法(十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
鳥取県中部医師会 附属休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	昭和四十八年六月一日
高田内科医院	境港市東雲町七	八日
芥藤内科・小児科医院	気高郡気高町勝見字大沢	十三日
二部診療所	日野郡溝口町二部	二日
高野齒科医院	米子市東福原字荒神 三七三	一日
松本齒科医院	倉吉市住吉町五八	"
福羅医院	鳥取市秋里九五八―七	九日
耳鼻咽喉科 岡田医院	" 今町一丁目五〇二	十二日

### 鳥取県告示第四百十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山崎 達 輔	鳥医第一、七七五号	昭和四十八年五月二十一日
藤井 洌	一、七七六号	六月六日

**鳥取県告示第四百十四号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
入 沢 輝 男	鳥医第一、七七四号	昭和四十八年五月三十日

**鳥取県告示第四百十五号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
福 羅 医 院	鳥取市秋里九五八の七	昭和四十八年六月九日
耳鼻咽喉科 岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	十二日

**鳥取県告示第四百十六号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
福羅医院	鳥取市秋里九五八の七	全国	昭和四十八年六月九日
耳鼻咽喉科 岡田医院	鳥取市今町一丁目 五〇二	"	十二日

**鳥取県告示第四百十七号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国歯第 三三三号	北 村 康 夫	昭和四十八年五月二十一日
" 三三四号	渡 具 知 修	"
" 三一五号	大 西 一 紀	"
鳥国医第一、七七〇号	稲 田 治	"
" 一、七七四号	入 沢 輝 男	五月三十日
" 一、七七五号	山 崎 達 輔	五月二十一日

" 一、七七六号	藤 井 洌	"	六月六日
----------	-------	---	------

**鳥取県告示第四百十八号**

佐治村長から申請のあつた知地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十八年六月十四日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第四百十九号**

佐治村長から申請のあつた大井地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十八年六月十四日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第四百二十号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築事業(北条バイパス事業)

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡羽合町久留及び長瀬、北条町江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神、大栄町東園、西園、由良宿、妻波及び大谷並びに東伯町二軒屋

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年六月二十日から昭和四十八年八月三十二日まで

鳥取県告示第四百二十一号

建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九号)附則第十六項によりなお効力を有する同法による改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十一条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項において準用する同法第四十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年六月二十二日 午後一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県議会第二委員会室

二 事案の内容

次のとおり、建築基準法の一部を改正する法律による改正前の建築基

準法第四十九条第一項ただし書の規定による建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県知事 石破二朗

2 建築物の位置

鳥取市東町一丁目二二〇番地、栗谷町七二二番地、同町七四一―番地、江崎町一―番地ほか

3 建築物の用途

鳥取県庁附属自動車車庫

4 建築物の面積

附属自動車車庫部分の延べ面積 九、二一一・四五平方メートル

鳥取県告示第四百二十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県鹵検定所 米子市旗ヶ崎五九四の一」を「鳥取県鹵検定所 米子市旗ヶ崎三〇〇の一」に、「鳥取県鳥取土木出張所 鳥取市富安一九八」を「鳥取県鳥取土木出張所 鳥取市扇町一七六」に改める。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年六月十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

- 一 日時 昭和四十八年六月二十七日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 産業教育審議会委員の任命について  
(2) その他